

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）等の概要

1. 改正の背景

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）に基づいて、その処理が推進されているところです。これまで、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）が使用された高圧トランス等については、日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）の全国5箇所の施設で処理が進められています。

また、PCBを使用した低圧トランス及び低圧コンデンサのうち小型のもの、安定器その他これらと同程度の小型の電気機器が廃棄物となったもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥等（以下「PCB汚染物等」という。）については、国内で初めて、JESCO北九州事業所において7月から処理が開始される予定となっています。

その他に、PCBを使用していないとする電気機器又はOF（Oil Filled）ケーブルであって、数mg/kgから数十mg/kg程度のPCBによって汚染された絶縁油を含むものが多量に存在しており、これらの電気機器等が廃棄物となったもの（以下「微量PCB汚染廃電気機器等」という。）についてはJESCOでの処理対象となっていないので、その性状等を踏まえた処理体制の構築を図ることが求められています。このため、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に「微量PCB混入廃重電機器の処理に関する専門委員会」が設置され、同委員会で微量PCB混入廃電気機器等の処理方策について検討がなされ、平成21年3月にとりまとめがなされたところです。

また、PCB廃棄物の処理が本格化しつつある中で、PCB廃棄物の処理施設において、安全な処理がなされていることを定期的に確認することが求められています。

このような背景を踏まえ、今般、PCB廃棄物の処理を促進するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正等を行うことを検討しています。

2. 改正の概要

（1）ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の一部を変更する件（案）

a. 微量PCB汚染廃電気機器等の処理を進めるための事項として、計画に下記の内容を追記する。

- ・微量PCB汚染廃電気機器等として、柱上トランス以外の電気機器等が約120万台、柱上トランスが約330万台、OFケーブルが約 1,400km存在していると推計。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第15条の4の4に基づく、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する産業廃棄物の高度な技術を用いた無害化処理に係る特例制度を活用し、環境大臣が微量PCB汚染廃電気機器等の処理業者について個別に認定を行うこと並びに処理施設の整備、微量PCB汚染廃電気機

器等の無害化処理技術の評価及び微量のPCBの混入状況の確認に対して支援を行うことにより、処理体制の整備を図る。

- ・ 効率的かつ確実な処理を進めるため、国は、絶縁油中のPCBを短時間にかつ低廉な費用で測定できる方法の確立を図る。

- b. 独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）第10条第1項第5号に基づき環境再生保全機構が行うことができることとされている助成金の交付の対象として、PCB汚染物等の処理に要する費用を追加することに併せ、PCB汚染物等の処理に係る中小企業者等の負担軽減を図ること等について計画に追記する。

(2) 無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部を改正する件（案）

廃棄物処理法第15条の4の4に基づく無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物として、微量PCB汚染廃電気機器等を追加する。具体的には、以下のものを特例の対象とする。

- a. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第2条の4第5号イに掲げる廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニルによって汚染された電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料に使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に係る絶縁油（以下「ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったものに限る。）
- b. 令第2条の4第5号ロに掲げるポリ塩化ビフェニル汚染物（ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったものに限る。）
- c. 令第2条の4第5号ハに掲げるポリ塩化ビフェニル処理物（a.又はb.に掲げる廃棄物を処分するために処理したのものに限る。）

(3) 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等を定める件等（案）

廃棄物処理法第15条の4の4に基づく微量PCB汚染廃電気機器等に係る無害化処理の認定を行う際の無害化処理の内容の基準、無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準及び無害化処理の用に供する施設の基準（別紙）を定める。

(4) 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する件（案）

廃棄物処理法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法を、PCB廃棄物の処分の方法として追加する。

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準として、下記の処理状況の測定に関する規定を追加するとともに、これらの規定に対応する記録の閲覧や記録する事項を定める。

- a. 令第7条第12号に規定する廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設に関しては、下記の規定。
- ・排気口又は排気筒から排出される排ガス中のPCBの濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
 - ・処理に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- b. 令第7条第12号の2に規定する廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及び令第7条第13号に規定するPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設に関しては、下記の規定。
- ・排気口又は排気筒から排出される排ガス中のPCBの濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。

(6) 独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令等（案）

PCB汚染物等の処理が国内で初めて開始されることに伴い、独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）第10条第1項第5号に基づき環境再生保全機構が行うことができるとされている助成金の交付の対象となる物として、中小企業者等が保管するPCB汚染物等を追加する。

また、助成金の交付をPCB廃棄物の速やかな処理を図るために必要な範囲とするため、中小企業者については、下記に該当する者以外を交付対象とする。

- ・その発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が一又は二以上の大企業者により保有されている者（以下「大企業者の子会社」という。）
- ・大企業者の子会社との間に当該子会社による完全支配関係（法人税法（昭和40年法律第34号）第4条の2に規定する完全支配関係をいう。以下同じ。）がある他の中小企業者
- ・大企業者との間に完全支配関係がある者（いわゆる持ち株会社等）

3. 施行日（案）

公布の日の2週間後

((5)については、省令の施行の際、現に産業廃棄物処理施設の許可を受けている又は申請を行っているものに関する経過措置を設ける))

(別紙)

「ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等」の概要

1. 無害化の基準

- a. 廃油の場合は、当該廃油に含まれる PCB の量が 0.5mg/kg 以下であること。
- b. 廃酸又は廃アルカリの場合は、当該廃酸又は廃アルカリに含まれる PCB の量が 0.03mg/kg 以下であること。
- c. 廃プラスチック類又は金属くずの場合は、当該廃プラスチック類又は金属くずに PCB が付着していない、又は封入されていないこと。
- d. 陶磁器くずの場合は、当該陶磁器くずに PCB が付着していないこと。
- e. a. から d. までに掲げるもの以外の場合は、当該処理したものに含まれる PCB の量が 0.003mg/l 以下であること。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）第 1 条の 2 第 4 項に定める、廃ポリ塩化ビフェニル等及びポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したものについて特別管理産業廃棄物として扱う必要があるかを判断するための基準と同じ。)

2. 無害化処理の内容の基準

処理に伴い生ずる排ガス及び放流水中のポリ塩化ビフェニルの濃度が人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのないものであること。

3. 無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準

- a. 微量 PCB 汚染廃電気機器等を処理したものの性状が人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのないものとなるよう、微量 PCB 汚染廃電気機器等を処理したものの性状の確認及び管理を適切に行うことができる者であること。
- b. 次に掲げる基準に従い、施設の維持管理をすることができる者であること。
 - ・ 微量 PCB 汚染廃電気機器等を処理したものが無害化の基準に適合していることを確認するための試験を 6 月に 1 回以上行い、かつ、その結果を記録すること。
 - ・ 微量 PCB 汚染廃電気機器等の処分を業として行う場合には、処分する微量 PCB 汚染廃電気機器等の性状を分析することのできる設備を設けること。
 - ・ 保管施設を有する場合には、微量 PCB 汚染廃電気機器等が飛散し、流出し、及び

地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じ、かつ、微量 PCB 汚染廃電気機器等に他の物が混入するおそれがないように仕切り等を設けること。

4. 無害化処理の用に供する施設の維持管理の基準*

焼却施設の維持管理の基準

- ・ 燃焼中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること、冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること、など（規則第 12 条の 7 第 5 項に規定する産業廃棄物処理施設である焼却施設の維持管理の基準に準拠）
- ・ 燃焼室内に投入された微量 PCB 汚染廃電気機器等の温度を、速やかに無害化処理を行うことができる温度以上とし、これを保つこと。
- ・ 燃焼室内に投入された微量 PCB 汚染廃電気機器等の数量及び性状に応じ、無害化処理に必要な滞留時間を調節すること。

5. 無害化処理の用に供する施設の基準*

焼却施設の基準

- ・ 燃焼中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること、ばいじんを除去する高度の機能を有する排ガス処理設備が設けられていること、など（規則第 12 条の 2 第 5 項に規定する産業廃棄物処理施設である焼却施設の基準に準拠）
- ・ 微量 PCB 汚染廃電気機器等を、無害化処理を行うことができる温度以上の状態で焼却することができるものであること。
- ・ 無害化処理に必要な温度を微量 PCB 汚染廃電気機器等の無害化処理に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。
- ・ 適切な燃焼室内の温度を保つため、燃焼室内の空気量を調節することができる設備その他の必要な設備が設けられていること。

6. 無害化処理の認定に係る申請書に記載する事項

無害化処理に伴い生成する物（以下「無害化処理生成物」という。）の種類や性状、数量、処分方法

7. 実証試験に関する書類

- a. 実証試験の概要を記載した書類
- b. 実証試験において微量 PCB 汚染廃電気機器等が無害化の基準に適合したことを示す

書類

- c. 実証試験における排ガスの性状、排水の水質及びこれらの量を記載した書類 など
(石綿含有一般廃棄物等の無害化処理の認定に係る申請書に記載する事項と同様。)

8. 記録の閲覧

- a. 記録は、下記に定める日までに備え置くこと。
 - ・ 処分した微量 PCB 汚染廃電気機器等の各月ごとの種類及び数量については、翌月の末日
 - ・ 微量 PCB 汚染廃電気機器等を処理したものが無害化の基準に適合していることを確認するための試験に関する事項、燃焼室内の燃焼ガスの温度の測定等については、当該試験等の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
 - ・ ばいじんの除去を行った年月日等については、除去を行った日の属する月の月末の末日
- b. 記録は、備え置いた日から起算して3年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。
- c. 閲覧の求めがあった場合にあっては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。

9. 記録する事項

- a. 処分した微量 PCB 汚染廃電気機器等の各月ごとの種類及び数量
- b. 微量 PCB 汚染廃電気機器等を処理したものが無害化の基準に適合していることを確認するための試験に関する事項
- c. 焼却施設にあっては、燃焼室中の燃焼ガスの温度の測定に関する事項 など（規則第12条の7の3第1号に規定する産業廃棄物処理施設である焼却施設に係る記録する事項と同じ。）
- d. 分解施設にあっては、反応中の混合物の温度の測定に関する事項 など（規則第12条の7の3第4号に規定する産業廃棄物処理施設である分解施設に係る記録する事項と同じ。）
- e. 洗浄施設にあっては、放流水中の PCB 含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度の測定に関する事項 など（規則第12条の7の3第4号に規定する産業廃棄物処理施設である洗浄施設に係る記録する事項と同じ。）
- f. 分離施設にあっては、分離設備内の温度及び圧力の測定に関する事項 など（規則第12条の7の3第4号に規定する産業廃棄物処理施設である分離施設に係る記録す

る事項と同じ。)

10. 環境大臣に報告する事項

- a. 無害化処理生成物の種類、性状、数量及び処分方法ごとの処分量
- b. 無害化処理生成物が利用される場合には、その利用状況

*無害化処理の用に供する施設が廃棄物処理法第15条に規定する産業廃棄物処理施設である場合には、無害化処理を行い、又は行おうとする者が規則第12条の7に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理の基準に従い、維持管理を行うことができる者であること（規則第12条の12の17第4号）及び当該施設が規則第12条の2に規定する産業廃棄物処理施設の基準に適合していること（規則第12条の12の18第2号）が必要となる。ただし、規則第12条の12の19において準用する規則第6条の24の7に定める無害化処理の認定の特例として、環境大臣が定める基準に従い無害化処理の用に供する施設の維持管理をすることができ、かつ、当該施設が環境大臣が定める基準に適合している場合は、産業廃棄物処理施設に係る基準は適用しないとされている。4. 及び5. の基準は、これらの「環境大臣が定める基準」に当たる。